

- 2期目の習指導部発足。党規約への習近平思想盛り込みなどは権力集中を示唆
- 指導部で習近平閥の存在が目立つ
- 経済ブレーン劉鶴氏の中央政治局委員就任は経済政策の優先順位の高さを反映か
- 今後は、人民銀行総裁人事、3中全会などが注目される

2期目の習指導部発足。権力が一段と集中

10月24日に中国共産党大会（第19回）が閉幕し翌25日開催の1中全会（第19期中央委員会第1回全体会議）を経て、2期目の習指導部が発足しました。

習総書記（中央委員会総書記）は2016年秋の6中全会（第18期中央委員会第6回全体会議）で既に別格の指導者として「核心」に位置付けられていました。そのため、今回の党大会においては、権力の一段の集中が進むとみられていました。

今回の党大会では、「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」という鄧小平以来の個人名入りの政治理念が党規約に盛り込まれ、習総書記の権威強化を意味するものと解釈されています。なお、一部で観測のあった「党主席」のポスト復活とはなりません。しかしながら、近年の慣例とみられていた次世代指導者（第6世代の胡春華広東省党委員会書記など）の中央政治局常務委員（図表1）への登用が見送られたことは、今期終了後（2022年～）も習総書記が最高指導者として君臨するための布石であるとみられます。

指導部で習近平閥の存在が目立つ

中央政治局常務委員の人事を巡っては、暗黙のルールとされる七上八下（党大会の際に68歳以上なら引退）により、大幅な変更が見込まれていました。実際に再任となったのは、習総書記、李国務院総理の2名であり、その他の5名は新任です（図表2）。習総書記の盟友とされる王岐山氏は退任となりましたが、習近平閥（習総書記がキャリア形成期に知り合った人物+陝西省にゆかりのある人物など）とみられる栗戦書、趙楽際の両氏が就任しました。

さらに、中央政治局常務委員を含む25名からなる中央政治局委員の構成をみると、中央宣伝部筆頭副部長の黄坤明氏、北京市党委員会書記の蔡奇氏など習総書記の元部下の登用が目立ちます。習近平閥だけで過半数を占めたとの見方もあり、権力基盤は盤石であると思われまます。（次ページに続く）

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

図表1 中国共産党の権力構造



出所：各種資料を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 中央政治局常務委員の構成

	氏名	年齢	役職	備考
中央政治局常務委員	習近平	64	中央委員会総書記	再任
	李克強	62	国務院総理	再任
	栗戦書	67	中央弁公庁主任	新任
	汪洋	62	国務院副総理	新任
	王滬寧	62	中央書記処書記	新任
	趙楽際	60	中央規律検査委員会書記	新任
	韓正	63	上海市党委員会書記	新任

↓就任ならず	氏名	年齢	役職	備考
	胡春華	54	広東省党委員会書記	中央政治局委員
	陳敏爾	57	重慶市党委員会書記	中央政治局委員
	王岐山	69	前中央規律検査委員会書記	退任

中央政治局常務委員の有力候補とみられていた人物

出所：各種資料を基にアセットマネジメントOneが作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

経済ブレーン劉鶴氏の中央政治局委員就任は経済政策の優先順位の高さを反映か

党大会後の経済政策の行方ですが、昨年以降、経済政策担当の高官交代が進んでおり、かつ習近平閣とみられる人物が登用されてきたことから、基本路線に変更はないと考えられます（図表3）。即ち、①供給面の改革（過剰債務・設備の削減など）、②一帯一路（シルクロード経済圏構想）などが引き続き推進されるとみられます。

ただし、習総書記の少年期からの知己であり経済ブレーンとされる劉鶴氏（中央財經指導小組弁公室主任）の中央政治局委員就任は、習指導部2期目における経済政策の優先順位の高さを意味すると思われる。

同氏は米ハーバード大学への留学経験があり、これまで構造改革の策定や世界銀行との共同レポート「China 2030」作成などに携わったエコノミストです。中国のサマーズ（元米財務長官）とも評されている人物であり、今後従来よりも影響力のあるポストに就任し経済政策全体を統括するとみられます。

そのため、喫緊の課題である過剰債務・過剰生産設備などへの対応がスピードアップする可能性が考えられます。

ただ、その一方で、足元で企業への共産党の影響力拡大といった動きがみられる点には引き続き留意が必要と思われる。

今後の重要イベント

来年にかけて今後の中国経済を占う上で重要なイベントが相次ぎます。来年の2月と3月にそれぞれ開催されるとみられる2中全会と全人代（全国人民代表大会）では政府の人事が決定される見込みです。上述のように経済政策を担当する高官はすでに交代が進んでいるものの、長らく人民銀行総裁を務めてきた周小川総裁が退任を示唆したことから、後任人事が注目されます。

さらに秋に開催されるとみられる3中全会は経済戦略を議論する場として知られています。権力基盤が盤石とみられる中、改革推進に向けた本気度が示されるかが焦点となるとみられます。

（2017年10月27日 13時執筆）

図表3 経済政策を担う主な高官

共産党	
中央財經指導小組	弁公室主任（事務局トップ）
[経済政策の司令塔]	：劉鶴 ※中央政治局委員就任

国务院	
商務部	部長：鍾山
[通商]	※習総書記の浙江省時代の部下
財政部	部長：肖捷
[財政]	
国家發展改革委員会	主任：何立峰
[経済政策の司令塔]	※習総書記の福建省時代の部下
人民銀行	総裁：周小川
[中央銀行]	※退任を示唆

出所：各種資料を基にアセットマネジメントOneが作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。